

京都市消防局訓令乙第5号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第1条庶務課の項中第25号を第26号とし、第17号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 消防団員の報酬及び手当に関すること。

第5条教養課の項中「教 養 課」を「教養課」に改め、同項第7号中「機関誌の編集」を「We b「京都消防」」に改め、同条研究課の項中「研 究 課」を「研究課」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)